

## 【事案 2023-220】 転換契約無効請求

- ・令和 6 年 9 月 2 日 和解成立

### ＜事案の概要＞

募集人の誤説明等を理由に、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### ＜申立人の主張＞

平成 3 年 7 月に終身保険（契約①）を契約し、平成 24 年 3 月に契約①を分割転換して医療保険（契約②）を契約した。しかし、以下の理由により、契約②を無効とし、契約①に戻してほしい。

- (1) 募集時に募集人から、契約①の商品が無くなると言われ、仕方なく分割転換をして契約②に切り替えたが、令和 5 年 3 月に、契約①を残せたことが分かった。
- (2) 募集時の面接は、募集人と自分の妻のみで行った。

### ＜保険会社の主張＞

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、分割転換の制度が利用できなくなるという説明はしたが、契約①が無くなるとの説明をした事実は無い。
- (2) 募集人は、募集時に申立人に面接していないが、申立人の妻に対して、本件分割転換の説明をした。申立人の妻が申込書類を預かり、申立人自身が申込書・意向確認書等に署名・押印しており、申立人は本件分割転換の内容について把握していた。

### ＜裁定の概要＞

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本件分割転換の経緯等を把握するため、申立人および申立人の妻、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は、募集に際して申立人と面接しなかっただけでなく、申立人の保険に関する意向を把握し、その意向に合致した保険を提案するという一般的な意向把握を行っておらず、募集人の募集は適正ではなかったものと言える。仮に募集人が、申立人と直接面接をし、申立人の意向を把握したうえで、意向に沿った保険を提案するという適正な募集を行っていれば、申立人の主張するような誤解は生じなかつた可能性が高く、募集人の不適正な募集行為が本件紛争の原因となったことは否定できない。
- (2) 転換の募集をする際には、転換契約用の書類等を使用して、既契約を継続したまま保障内容を見直す方法（中途付加、追加契約等）について説明する必要があるが、募集人は、事情聴取において、本件分割転換以外の方法は説明していないと陳述しており、この点においても、本件募集は適正なものでなかつたと言わざるを得ない。仮に本件分割転換の募集時に、申立人または申立人の妻に対して、分割転換以外の追加契約等の方法についても説明・提案がなされていれば、申立人の主張するような誤解は生じ得なかつたものと言える。